

様

---

# 居宅介護支援契約書



## 蕨介護サービス事業所

〒335-0003

埼玉県蕨市南町4-41-6

TEL/048-433-9163 FAX/048-433-9164

フリーダイヤル/0120-31-2941

契約担当者/

---

# 居宅介護支援契約書

様（以下、「甲」という。）と事業者 蕨介護サービス有限会社（以下、「乙」という。）は、居宅介護支援業務の委託に関して次のとおり契約を結びます。

## （目的）

第1条 乙は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、甲がその有する能力の応じて可能な限り自立した日常生活を営むため、その心身の状況などに応じ適切な居宅サービスを利用できるよう、甲の同意の上で居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を作成し、サービス提供事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

2 乙は居宅介護支援業務にあたっては、甲の要介護状態区分及び甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

## （契約期間）

第2条 この契約書の契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。但し、上記の契約期間の満了日前に、甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日までとします。

2 前項の契約期間の満了日の7日前までに甲から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、この後もこれに準じて更新されるものとします。

3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日までとします。

## （運営規程の概要）

第3条 乙の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、介護支援の提供方法等）は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

## （居宅介護支援の担当者）

第4条 乙は、乙に属する介護支援専門員（以下「丙」という。）に、甲の居宅サービス計画作成に関する業務を担当させることとします。

2 乙は、丙を選任し、又は変更する場合には、甲の状況とその意向に配慮し行います。

## （居宅介護支援の内容）

第5条 乙は甲に対し、次の居宅介護支援を提供します。

(1)甲の要介護認定（要介護更新認定、要介護状態の区分の変更の認定、事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、サービスの種類の変更を含む。以下「要介護認定等」という。）にかかる申請等について、甲の意思を確認した上で、申請の代行等必要な援助を行うこと。

(2)甲の心身の状況、置かれている環境、甲及びその家族の希望等を考慮し、居宅サービスの計画を作成すること。

(3)前号の居宅サービス計画に基づく居宅サービス等の提供が確保されるよう、居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

(4)居宅サービス計画作成後においても、甲及びその家族、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画がどのように実施されているかを把握し、これに基づく給付管理票を提出する等の給付管理業務を行うとともに、必要に応じて居宅サービス計画の変更

その他の便宜の提供を行うこと。

(5)甲が介護保険施設への入所を要する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うこと。

(居宅サービス計画の作成)

第6条 乙は、丙に次に定める事項を遵守させた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）の原案の作成業務を行わせませす。

- (1) 居宅介護サービス計画の原案の作成の開始にあたり、当該地域における指定居宅サービス事業書等に関するサービスの内容、利用料などの情報を甲又はその家族に提供し、甲が希望するサービスの種類などを調査すること。
  - (2) 居宅サービス計画の原案作成にあたっては、甲及びその家族に訪問して面接を行い、甲に対する介護支援を行う上で解決すべき課題を把握し、提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意事項等を盛り込むこと。
  - (3) 前項の原案に盛り込まれた居宅サービスなどについて、保険給付の対象かどうかを区分した上で、その種類、内容、利用料等について甲に対して説明を行うこと。
- 2 乙は、丙に前項に定める事項を履行させた後、甲の最終的な同意を得た上で、居宅サービス計画作成業務を行わせませす。

(協力義務)

第7条 甲は、乙が甲のため居宅介護支援業務を遂行するにあたり、可能な限り乙に協力しなければなりません。

(居宅サービス計画の変更等)

第8条 甲は、いずれかの事由が発生した場合には、速やかに乙に連絡しなければなりません。

- (1) 居宅サービス計画の変更を希望する場合
- (2) 居宅サービス計画を変更する必要がある場合

2 乙は、前項の連絡を受けた場合は、速やかに居宅サービス計画を変更するとともに、これに基づく居宅サービスの提供が確保されるようサービス事業者等への連絡調整等を行います。

(苦情対応)

第9条 乙は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、乙が提供した居宅介護支援又は乙が作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスについて甲、甲の後見人又は甲の家族からの苦情の申し立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

2 乙は、甲、甲の後見人又は甲の家族が苦情申し立て等を行ったことを理由として不利益な取り扱いをすることはできません。

(緊急時の対応)

第10条 乙は、現に居宅介護支援の提供を行っているときに甲に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

(費用)

第11条 居宅介護支援に係る費用については、乙が市町村に居宅介護サービス費として請求を行い、支払いを受けます。ただし、甲が保険料を滞納し、保険給付制限を受けている場合は、別紙重要事項説明書に記載した額を利用料として、甲に請求します。

2 乙は、甲の選定により乙の通常の業務の実施地域以外の地域の居宅を訪問して居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払いを甲に請求することができます。

3 乙は、前項に定める費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ甲に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、甲の同意を得なければなりません。

#### (秘密保持)

第12条 乙及びその従業員は、正当な理由がない限り、その業務上知りえた甲及びその後見人又はその家族の秘密を漏らしません。

2 乙及びその家族は、甲より委任された業務を行うにあたって、甲及びその後見人または家族に関する個人情報を用いる必要がある場合には、甲及びその後見人又は家族に使用目的等を説明し同意を得なければ、使用することができません。

#### (中立義務)

第13条 乙は、甲より委託された業務を行うにあたっては、甲に提供される居宅サービス等が特定の種類に偏することのないよう、又は特定の居宅サービス事業者等による居宅サービス等を利用するよう甲を誘導し、或いは、甲に指示すること等により、特定の居宅サービス事業者を有利に扱うことが内容公平中立に行わなければなりません。

#### (甲の解除権)

第14条 甲は、7日以上予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

#### (乙の解除権)

第15条 乙は、甲の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合に限り、30日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

#### (情報の保存・開示義務)

第16条 乙は、甲の居宅サービス計画、その実施状況等に関する書類等を2年間保存しなければなりません。

2 第14条の規定により甲がこの契約を解除した場合で、他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合又は第15条の規定により乙がやむを得ずこの契約を解除した場合、その他甲から申し出があった場合には、乙は甲に対して甲の居宅サービス計画及びその実施状況等に関する書類等を交付しなければなりません。

#### (契約の終了)

第17条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 一 甲が、要介護認定を受けられなかったとき
- 二 第2条第1項及び第2項により、契約期間満了日の7日前までに甲から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了したとき。
- 三 第14条に基づき、甲が契約を解除したとき
- 四 第15条に基づき、乙が契約を解除したとき
- 五 甲が、介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院等をしたとき
- 六 甲が、死亡したとき

(損害賠償)

第18条 乙は、居宅介護支援を行う上で、本契約の各条項に違反し、又は、介護保険法及び民法その他の関係法令に違反し、甲又はその家族の生命、身体、財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償する義務を負います。ただし、甲又はその家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

(利用者代理人)

第19条 甲は、代理人を選任し、この契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

2 甲の代理人選任に際して必要がある場合は、乙は成年後見人制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

(合意管轄)

第20条 この契約の起因に紛争して訴訟の必要が生じたときは、地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(協議事項)

第21条 この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、甲乙の協議により定めます。

この契約の成立を称するため本証2通を作成し、甲乙各署名捺印して1通ずつ保有します。

令和 年 月 日

利用者甲 住所

氏名

代理人（選任した場合） 住所

氏名

事業者乙 住所 蕨市南町4-41-6

事業者名 蕨介護サービス有限会社

指定番号 1171400268

代表者名 小野 ひとみ



# 指定居宅介護支援

## 重要事項説明書

(令和6年6月1日現在)



蕨介護サービス

### 蕨介護サービス事業所

〒335-0003

埼玉県蕨市南町4-41-6

TEL/048-433-9163 FAX/048-433-9164

フリーダイヤル/0120-31-2941

# 指定居宅介護支援重要事項説明書

(令和6年6月1日現在)

## 1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	蕨介護サービス有限会社
代表者氏名	代表取締役 小野 ひとみ
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	所在地 埼玉県蕨市南町4-4-1-6 電話番号 048-433-9163
法人設立年月日	平成15年4月28日

## 2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	蕨介護サービス事業所
介護保険指定 事業者番号	居宅介護支援(指定事業所番号 1171400268)
事業所所在地	〒335-0003 埼玉県蕨市南町4-4-1-6
連絡先 相談担当者名	電話番号 048-433-9163 担当 小野・扇山・松本
事業所の通常の 事業の実施地域	蕨市、戸田市

### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	蕨介護サービス有限会社が開設する蕨介護サービス事業所が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態にある利用者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。
運営の方針	1 事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。 2 事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう。公正中立に行うものとする。当事業所のケアプランの訪問介護、地域密着型通所介護・通所介護、福祉用具貸与の利用状況については別紙2のとおりです。 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者及び介護保険施設等との密接な連携に努める。

### (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで(12月31日から1月3日までを除く)
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで

電話番号	048-433-9163
------	--------------

(4) 事務所の職員体制

管理者	(氏名) 小野 ひとみ
-----	-------------

職	職務内容	人員数
介護支援 専門員	居宅介護支援業務を行います。	常勤 2名
		非常勤 1名
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤 0名
		非常勤 0名

(5) 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険 適用有無	利用料 (月額)	利用者負担額 (介護保険適用の場合)
① 居宅サービス計画の作成	別紙に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	下表のとおり	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。 (全額介護保険により負担されます。)
② 居宅サービス事業者との連絡調整				
③ サービス実施状況の把握、評価				
④ 利用者状況の把握				
⑤ 給付管理				
⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助				
⑦ 相談業務				

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護1・2	要介護3・4・5
	介護支援専門員1人に当りの利用者の数が45人未満の場合	居宅介護支援費 i 11,316 円
“ 45人以上 60人未満の場合において、45以上の部分	居宅介護支援費 ii 5,668 円	居宅介護支援費 ii 7,335 円
“ 60人以上の場合の場合において、60以上の部分	居宅介護支援費 iii 3,396 円	居宅介護支援費 iii 4,397 円

※ 当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の50/100又は0/100となります。また、特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より2,084円を減額することとなります。

※ 45人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45件目以上になった場合に居宅介護支援費 ii 又は iii を算定します。

	加 算	加算額	内 容 ・ 回 数 等
要介護度による区分なし	初 回 加 算	3,126 円	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入 院 時 情 報 連 携 加 算 I	2,605 円	入院の日に病院等の職員に必要な情報提供をした場合(I)
	入 院 時 情 報 連 携 加 算 II	2,084 円	入院の日から3日以内に病院等の職員に必要な情報提供をした場合(II)
	退 院 ・ 退 所 加 算 ( I ) イ	4,689 円	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合。  (I) イ 連携1回 (I) ロ 連携1回(カンファレンス参加による) (II) イ 連携2回以上 (II) ロ 連携2回(内1回以上カンファレンス参加) (III) 連携3回以上(内1回以上カンファレンス参加)
	退 院 ・ 退 所 加 算 ( I ) ロ	6,252 円	
	退 院 ・ 退 所 加 算 ( II ) イ	6,252 円	
	退 院 ・ 退 所 加 算 ( II ) ロ	7,815 円	
	退 院 ・ 退 所 加 算 ( III )	9,378 円	
緊 急 時 等 居 宅 カ ン ファ レ ン ス 加 算	2,084 円	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の利用調整した場合	
通 院 時 情 報 連 携 加 算	521 円	医師の診察時に必要な情報提供を行い、医師から必要な情報を受けた上で居宅サービス計画書に記録した場合	

### 3 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安

利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回

※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

### 4 利用料の請求及び支払い方法について（介護保険適用にならない場合に限り）

① 利用料及びその他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月25日までに利用者あてお届け（郵送）します。</p>
② 利用料及びその他の費用の支払い方法等	<p>ア 請求書がお手元に届いてから30日以内に、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア) 事業者指定口座への振り込み (イ) 利用者指定口座からの自動振替 (ウ) 現金支払い</p> <p>イ お支払いの確認をされましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要なこととなります。)</p>

## 5 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

- (1) 利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。
- (2) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (3) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとしします。
- (4) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

## 6 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業者は、感染症の予防及びまん延防止のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対する感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施しています。

## 7 虐待の防止について

- (1) 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ②虐待の防止のための指針を整備しています。
- ③従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。
- ④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 小野 ひとみ
-------------	------------

- (2) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを区市町村に通報します。

- (3) 虐待通報の窓口

蕨介護サービス事業所 虐待防止委員会	電話番号：048-433-9163 受付時間：8：30 から 17：30 まで (ただし、土・日・祝日、12月31日から1月3日を除く)
蕨市健康長寿課 長寿支援係	電話番号：048-433-7756 受付時間：8：30 から 17：15 (ただし、土・日・祝日、12月29日から1月3日を除く)

8 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

<p>家族等緊急連絡先</p>	<p>氏 名： <span style="float: right;">続柄（ ）</span></p> <p>住 所：</p> <p>電話番号：</p>
-----------------	---

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険

## 10 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## 11 サービス提供に関する相談、苦情について

### (1) 苦情処理の体制及び手順

#### ア 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

- ・当社の相談・苦情に対する常設の窓口として、以下の者を充てます。

尚、担当者が不在の場合には他の職員が対応できるように引き継ぎを行います。

(電話番号) 048-433-9163 (FAX) 048-433-9164

ご利用者様相談・苦情担当 小野 ひとみ

受付時間 午前8時30分から午後5時30分

受付日 月曜日から土曜日まで

- ・当社以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

蕨市役所 健康長寿課 048-433-7756

戸田市役所 健康長寿課 048-441-1800

埼玉県国民健康保険団体連合会 048-824-2568

#### イ 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ・苦情があった場合、直ちに相談担当者が相手方に連絡を取り、事情をよく確認します。
- ・確認した苦情の内容により、必要に応じて検討会議を開催し、その結果に基づいた対応を翌日までに行います。
- ・苦情を申し立てた利用者に対し、経緯や今後の対応方法等の説明をします。
- ・記録を台帳に保管し、全スタッフに公開し、再発予防に役立てます。

#### ※基本的な対応方針

- ・事態に対し早急な対応をすべく、通信方法や勤務人員体制を常時整備しておく。

#### ウ その他の参考事項

- ・サービス提供の質を高めるため、職員に対する定期的な研修及び研究会議を行います。
- ・必要に応じ、市町村の担当課や関連機関に状況を報告します。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援のサービス提供開始に当たり、利用者に対して、重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 埼玉県蕨市南町4-4-1-6

法人名 蕨介護サービス有限公司

代表者名 代表取締役 小野 ひとみ

説明者

事業所名 蕨介護サービス事業所

氏 名

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意しました。

利用者 住所  
氏名

(代理人) 住所  
氏名

## (別紙1) 居宅介護支援業務の実施方法等について

### 1 居宅介護支援業務の実施

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

### 2 居宅サービス計画の作成について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
  - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族との面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
  - イ 利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
  - ウ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
  - エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- ② 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
  - ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
  - イ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

### 3 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者介護保険施設に関する情報を提供します。

### 4 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

### 5 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

## 6 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

## 7 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

## 8 事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足などやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了一カ月前までに文書で通知するとともに地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介します。

## 9 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了致します。

- ①利用者が介護保険施設に入所された場合
- ②介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が非該当（自立）、または要支援と認定された場合
- ③利用者がお亡くなりになった場合

## 10 その他

利用者やご家族などが当社の介護支援専門員に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させて頂く場合があります。

## ※サービス利用にあたる留意事項

- ①利用者の希望により、この契約を解約することはいつでも可能ですが、サービス提供者への連絡・調整の関係からできる限り早くご連絡下さい。
- ②介護支援専門員が作成した計画にないサービスを利用する場合や計画に沿ったサービスを利用しない場合は、利用者の負担が大きくなる場合がありますので、できる限り早めにご連絡下さい。
- ③当事業所の提供するサービスに限らず、他事業所の居宅サービスについての苦情や相談は遠慮なくお申し出下さい。
- ④作成した計画通りサービスが提供されるためには、双方の協力が欠かせません。ご協力の程宜しくお願い致します。

**当社における個人情報の利用目的通知  
及び第三者提供する場合の目的に関する同意書**

当社では個人情報を業務上必要な範囲において利用します。下記目的以外には利用しません。

- ① 利用者に提供する介護サービス
- ② 介護保険請求のための事務
- ③ 当社の行う管理運営業務（会計・経理・事故報告・サービスの質向上等）
- ④ 他の医療機関・介護機関との連携
- ⑤ 家族等への状況説明
- ⑥ 行政機関等、法令に基づく照会・確認
- ⑦ 賠償責任保険等に係わる専門機関、保険会社への届出、相談
- ⑧ その他公益に資する運営業務（基礎資料の作成、実習への協力・職員研修等）

蕨介護サービス株式会社  
蕨介護サービス事業所

小野 ひとみ

TEL:048-433-9163 FAX:048-433-9164

**第三者へ個人情報を提供する場合の利用目的**

- ① 利用者に提供する介護サービス
- ② 当社の行う管理運営業務（会計・経理・事故報告・サービスの質向上等）
- ③ 他の医療機関・介護機関との連携
- ④ 家族等への状況説明
- ⑤ 行政機関等、法令に基づく照会・確認
- ⑥ 賠償責任保険等に係わる専門機関、保険会社への届出、相談
- ⑦ その他公益に資する運営業務（基礎資料の作成、実習への協力・職員研修等）

私は個人情報の利用目的及び上記目的の範囲における第三者への情報提供に同意します。

令和 年 月 日

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(利用者代理人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

家族代表者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

